

住宅・建築物に係る「建築主等の判断の基準」等改正案の概要

1. 特定建築物の所有者の判断の基準等の追加

平成17年8月に改正省エネ法が公布したことにより、平成18年4月より建築物の所有者についても、省エネ措置を講ずることが努力義務となるとともに、一度届出がなされた建築物については、届出に係る事項に関する維持保全の状況を所管行政庁に定期的に報告することが義務づけられる。これを踏まえ、特定建築物の所有者の判断の基準及び住宅の維持保全に関する指針を定めることとする（下表①参照）。

2. 住宅の省エネ基準への設備に関する事項の追加

また、2,000㎡以上の住宅の新築・増改築又は大規模修繕等を行う場合に省エネ措置の所管行政庁への届出が義務付けられることとなる。これを踏まえ、現行の基準において対象となっている外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に加え、空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を追加することとする（下表②参照）。

住宅・建築物に係る「建築主等の判断の基準」等の改正のイメージ

